

大阪広域水道企業団監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪広域水道企業団企業長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年2月4日

大阪広域水道企業団監査委員 坪内 隆
同 上西 克尚

1 指示に対する措置

(資本的支出及び収益的支出の区分について)

監査対象機関	経営管理部
監査実施年月日	平成25年8月2日から同月8日まで
監査の結果	措置の状況
資本的支出として資産計上すべきであったにも関わらず、収益的支出として会計処理された事案があった。資本的支出と収益的支出の区分を適切に判断すべきである。	今後の会計処理について、事案が賃借物件であるか否かに関わらず、建物附帯設備については、有形固定資産に計上するとともに、企業団内においても予算編成要領及び予算要求の留意事項により周知徹底を図った。

2 問い合わせ先

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階
(TEL (06) 6944-6862)
大阪広域水道企業団監査委員事務局